

今回のテーマ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置-続報③」について

情報通信第103号の続報です。水際対策強化が発表になりました。

詳しくは厚生労働省HPを確認ください。↓↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

2023.1.4



令和5年1月8日以降、中国(香港・マカオを除く)から 入国される方へ

令和5年1月8日午前0時(日本時間)以降(※)に入国される方について、

- ・ 中国(香港・マカオを除く)に渡航歴(7日以内)のある全ての方及び
- ・ 中国(香港・マカオを除く)からの直行便で入国される方については以下のとおり水際措置が適用されます。

※ 搭乗する航空機の到着予定時刻が、令和5年1月8日午前0時(日本時間)以降の入国者が対象です。

Visit Japan Web の登録	有効なワクチン接種証明書	出国前検査証明書 (※)	到着時検査	入国後待機
必要	あり	必要	あり	なし
	なし			

※ 中国(香港・マカオを除く)から直行便で入国されない方については、有効なワクチン接種証明書を所持している場合、出国前検査証明書は求められません。

- [Visit Japan Web](#)より、検疫手続きの事前登録を行ってください。
[Visit Japan Web](#)の登録がない場合、検疫での書類確認等に大変時間がかかりますので、必ず利用するようにしてください。
- 入国時検査の結果が陽性の場合は、検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要になります。

Visit Japan Web

<https://vjw-lp.digital.go.jp/>